

ITSに関する主な補助制度(その1)

ITSのまちづくりへの活用を支援するため、国等においていくつかの補助制度が用意されています。その代表的なものについては下記のとおりです。(なお、これらについては、平成18年4月 時点でとりまとめています。詳しくは問合せ先にお問い合わせください。)

総務省	●地域情報通信基盤整備推進交付金	
	対象主体及び交付率	①条件不利地域(過疎、離島、半島、山村など)の市町村 1/3 ②①を含む合併市町村または連携主体 1/3 ③第3セクター 1/4
	対象事業	地域間の情報格差(デジタルディバイド)を是正するために行う地域の特性に応じた情報通信基盤の整備への支援
	対象施設	①本体施設の整備 (アンテナ施設、鉄塔、無線アクセス装置、デジタル加入者回線多重化装置、衛星地球局など) ②付帯施設の整備 (センター施設、伝送施設、構内伝送路、送受信装置など)
	問合せ先	東海総合通信局 情報通信振興課 052-971-9405
総務省	●地域インターネット基盤施設整備事業	
	対象主体	都道府県、市町村、第3セクター、複数の地方公共団体の連携主体
	対象事業	地域の行政、教育、福祉などの施設を高速・超高速で接続する地域公共ネットワークに係る施設・設備、用地取得、道路整備への補助
	補助率等	①都道府県、市町村単独の場合及び都道府県、政令市、中核市からなる連携主体の場合 1/3 ②①以外の連携主体の場合、合併市町村(ただし、合併年度及びこれに続く1か年度に限る)の場合及び沖縄県、沖縄県内の市町村の場合 1/2 ③第3セクターの場合 1/4
	問合せ先	東海総合通信局 情報通信振興課 052-971-9405

経済産業省	●戦略的中心市街地商業等活性化支援事業	
	対象主体	民間事業者、商店街振興組合等
	対象事業	自治体が作成する中心市街地活性化基本計画に基づき実施される事業で、「都市機能の市街地集約」と「中心市街地のにぎわい回復」に一体的に取り組む地域におけるハード及びソフト事業 (例)集客核施設や駐車場、案内コーナーなどの設置、共同ポイントカード事業、駐車サービス管理システムなど
	補助率	事業主体に応じて、1/2 または2/3
	問合せ先	中部経済産業局 流通・サービス課商業振興室 052-951-0597
経済産業省	●①少子高齢化等対応中小商業活性化施設整備事業②少子高齢化等対応中小商業活性化支援事業	
	対象主体	商店街振興組合、商工会、商工会議所
	対象事業	少子高齢化、環境保全、安全・安心、防犯などに係る商業基盤施設の整備や、防犯施設、コミュニティ施設の設置・運営事業等
	補助率	1/2
	問合せ先	中部経済産業局 流通・サービス課商業振興室 052-951-0597

愛知県	●がんばる商店街推進事業費	
	対象主体	市町村
	対象事業	地域特性や創意工夫を活かした商店街の活性化、競争力強化を図る市町村からの提案事業
	補助率	補助率 1/2 1事業1千万円以内 (1市町村限度額3千万円)
	問合せ先	愛知県産業労働部商業流通課 052-954-6338

国土交通省	●ITS関連施設整備事業	
	対象主体	地方公共団体
	対象事業	円滑な道路交通の確保、道路利用者の利便性向上等を目的に、一般国道及び都道府県等において、道路の改築事業等と一体的に行う光ファイバー、道の駅の情報端末、センサー類等のITS関連施設の整備
	適用範囲	ITSシステム(ITSシステムアーキテクチャーに準拠したものであること)
	補助率	一体的に行う事業の道路区分及び事業区分によって定められている補助率に準ずる。
	問合せ先	中部地方整備局 道路部地域道路課 052-953-8170
	●まちづくり交付金	
	対象主体	市町村
	対象事業	事業主体の市町村がまちづくり目標を達成するために作成した都市再生整備計画に位置づけられた事業(国土交通大臣に認められた計画書)
	適用範囲	基幹事業と提案事業に分類される。 ・基幹事業:道路事業など ・提案事業:社会実験やソフト事業など
交付率	全体事業費の概ね4割(ただし、提案事業の全体事業費用に占める割合により変動)	
問合せ先	中部地方整備局 建設部都市整備課 052-953-8573	
国土交通省	●都市再生交通拠点整備事業	
	対象主体	地方公共団体、第3セクター
	対象事業	交通処理の円滑化、公共交通機関の利便性向上につながる公共的空間または公共空間の整備に併せて実施される都市情報提供システム
	適用範囲	都市情報提供システム
	補助率	1/3 全体事業費1億円以上
問合せ先	中部地方整備局 建設部都市整備課 052-953-8573	
国土交通省	●交通安全施設等整備事業	
	対象主体	地方公共団体等の道路管理者
	対象事業	交通安全施設等整備事業と一体的に行う駐車場案内システム
	適用範囲	駐車場案内システムのうち情報の処理を行うコントロールセンターと情報提供装置
	補助率	事業区分によって定められている補助率に準ずる。
問合せ先	中部地方整備局 道路部地域道路課 052-953-8170	
国土交通省	●街路事業	
	対象主体	地方公共団体等の道路管理者
	対象事業	街路事業と一体的に行う駐車場案内システム
	適用範囲	駐車場案内システムのうち情報の処理を行うコントロールセンターと情報提供装置
	補助率	1/2
問合せ先	中部地方整備局 建設部都市整備課 052-953-8573	